

資料 1

年金記録問題について

- I. 年金記録と基礎年金番号について
- II. 基礎年金番号に未統合の5000万件の記録について
- III. 厚生年金の旧台帳1430万件等の記録について
- IV. 年金記録問題のその他の事案
- V. 年金記録問題の全体

I 年金記録と基礎年金番号について

1. 年金記録とはどのようなものか

厚生年金保険・船員保険	国民年金
○記号番号	○記号番号
○氏名（漢字）	○氏名（漢字）
○氏名（カナ）（昭和54年7月以降についてのみ届出義務）	○氏名（カナ） ○性別 ○生年月日 ○住所 ○資格取得・喪失年月日 ○納付状況等
○性別	
○生年月日	
○住所（平成8年4月以降についてのみ届出義務）	
○事業所記号	
○資格取得・喪失年月日	
○標準報酬月額	
○一時金記録（脱退手当金等）等	

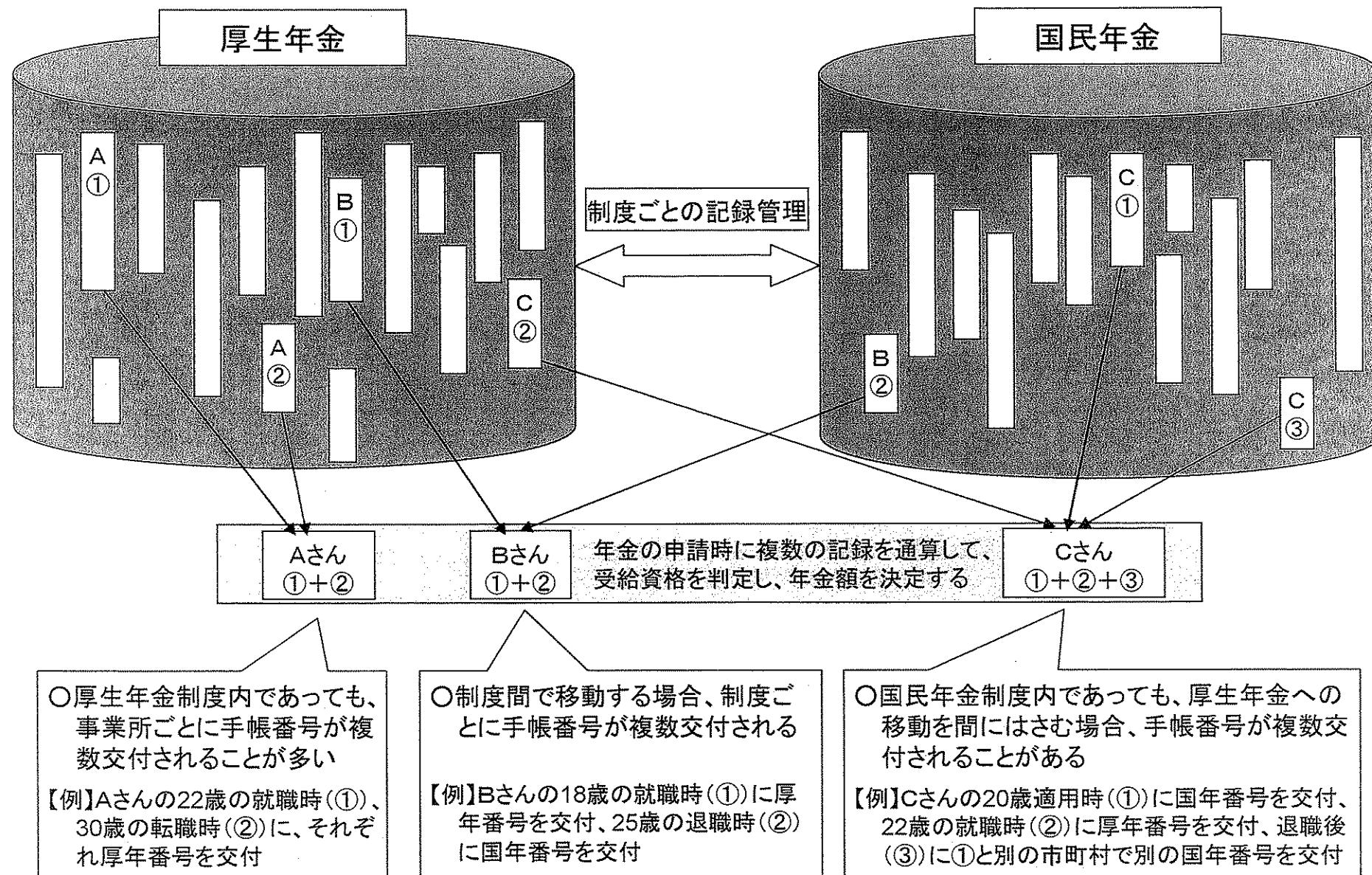
※オンライン上の記録には、

- ・氏名（漢字）は、オンライン化以前の記録には収録されていない、
- ・氏名（カナ）は、厚生年金では氏名（漢字）のみ届出義務があった昭和54年7月以前に被保険者資格を失った方については機械的に漢字からカナ変換したもののが収録されている場合がある、
- ・厚生年金では、氏名、生年月日等は、事業主経由の届出であり、正確でないこともある、
- ・生年月日がないものもある、など、情報の一部が欠けていたり、誤っていたりするものもある。

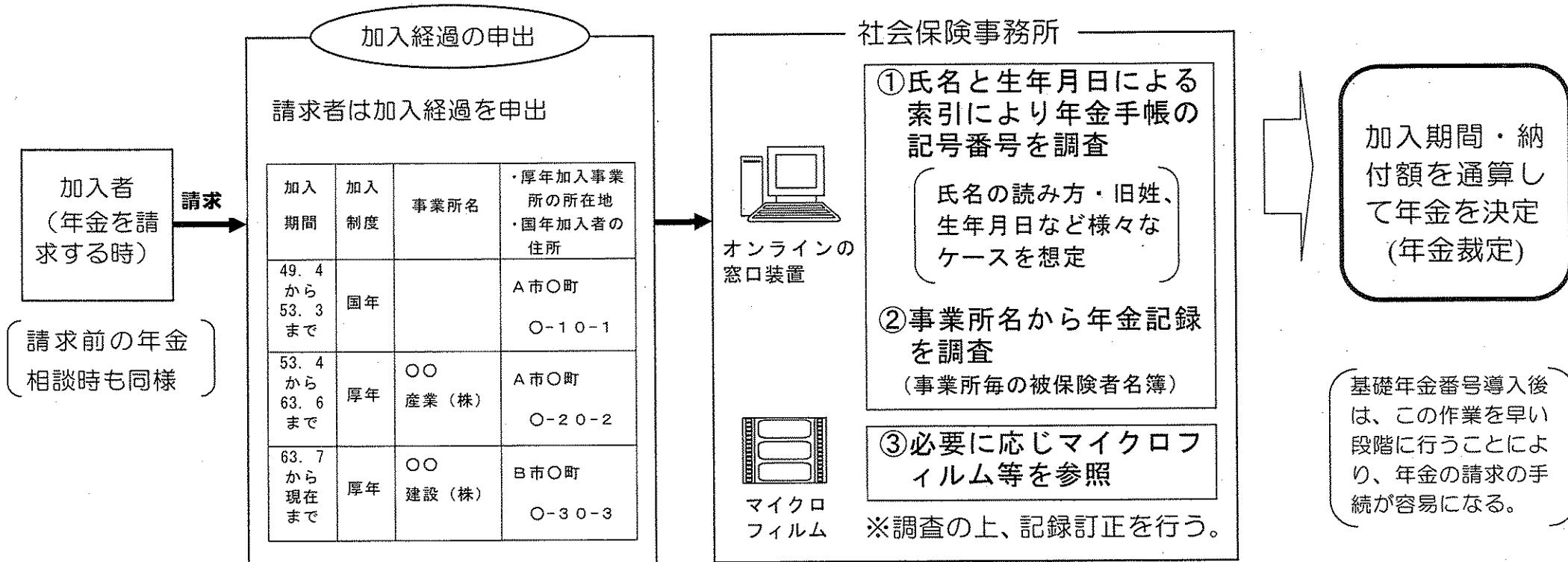
※しかし、その場合でも、年金相談や年金請求時に加入期間、事業所名、住所や、マイクロフィルムで保管している情報から、本人の記録を特定することが可能

- 年金記録は、記号番号、氏名、性別、生年月日という基本情報と、被保険者となった年月日（資格取得）、被保険者ではなくなりたった年月日（資格喪失）、標準報酬月額、保険料の収納状況等の加入履歴が収録されている。
- これらは、手帳番号、氏名、生年月日で検索でき、また、厚生年金は、事業所単位の被保険者名簿でも調べられる。

(参考) 基礎番号導入以前の記録管理（1人が複数の手帳番号を保有）



2. 年金の請求時に行う作業（基礎年金番号導入前からの制度本来の手続）

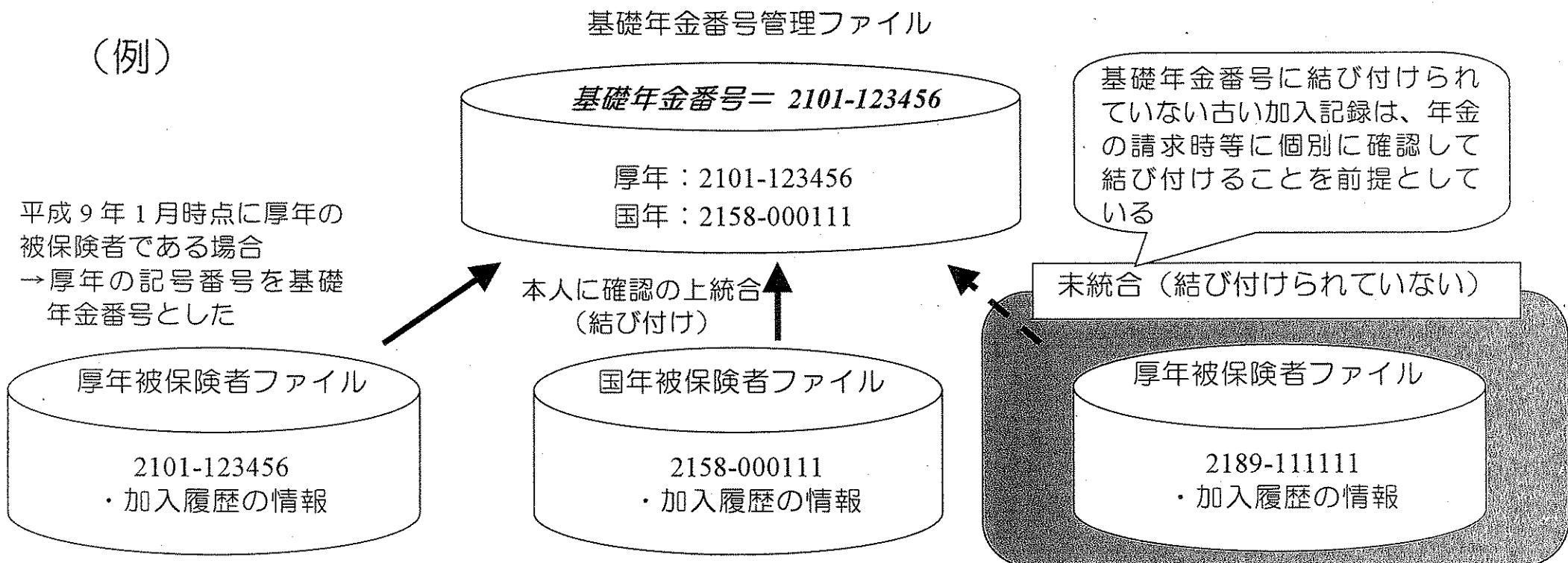


○年金の加入記録は、国民年金や厚生年金保険等それぞれで管理され、同じ厚生年金でも、事業所が変わった際に別の手帳番号が付けられるなど、一人が生涯に複数の手帳番号を有する場合があることから、年金の請求時には、

- ① 本人の加入経過の申出に基づき、年金記録との突き合わせを行い、一致していれば年金を決定する。
- ② 一致しない場合は、社会保険事務所で、氏名・生年月日や事業所名を手掛かりに、コンピュータやマイクロフィルム等により手帳番号や年金記録の調査等を行い、その結果、必要に応じて記録の訂正を行った上で、年金を決定する。

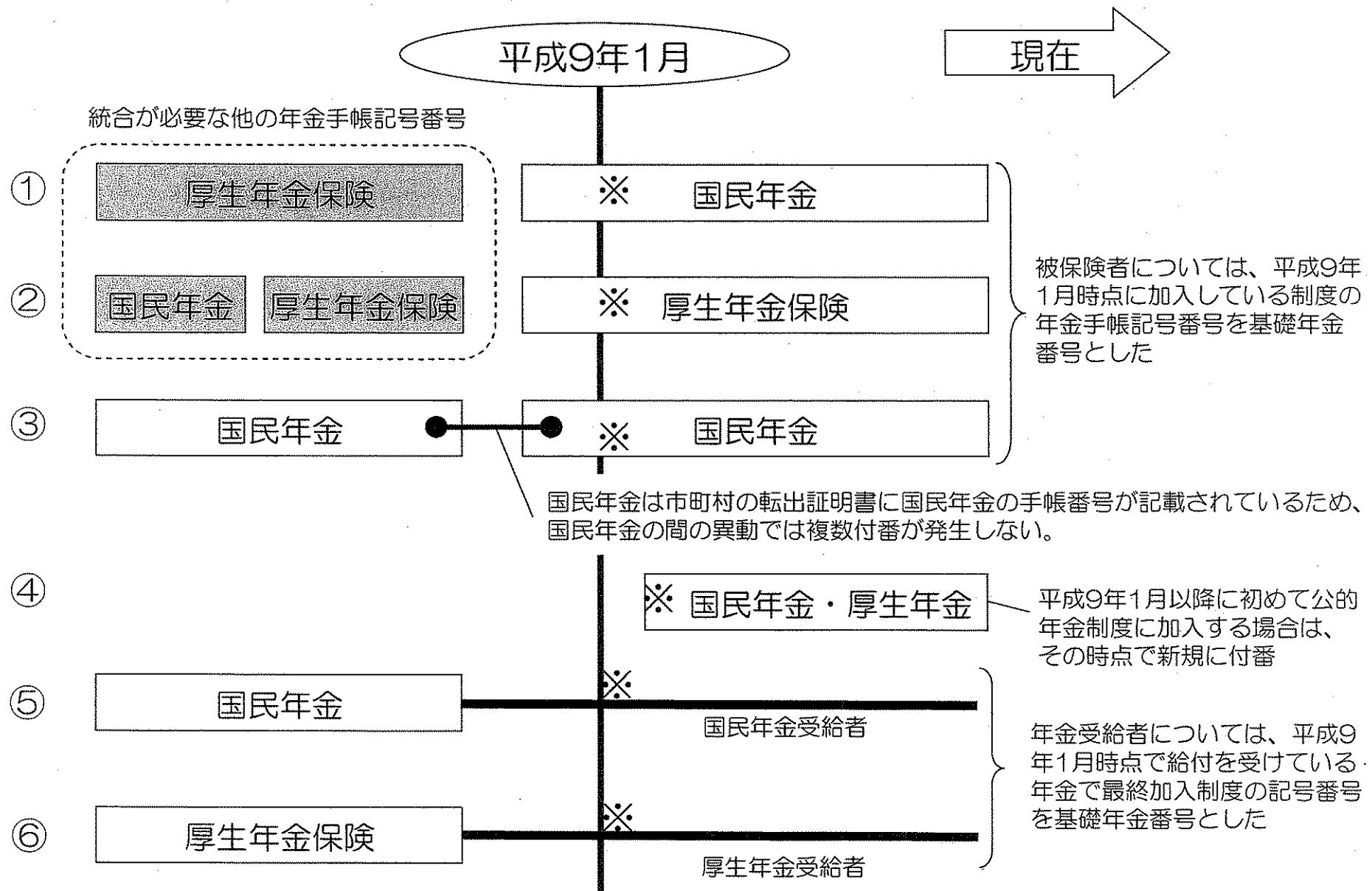
3. 基礎年金番号の導入と基礎年金番号への統合（結び付け）について

(例)



- 年金制度の加入者の記録は、国民年金や厚生年金保険等それぞれの保険者ごとに管理されていたが、
 - ① 制度を通じた記録の把握に手間がかかること、
 - ② 加入者の届出に依存していたため届出等がなければ保険者側で情報の把握がしづらいこと、といった課題に対し、事務の効率化とサービスの向上を図るために、平成9年1月から基礎年金番号を導入し、複数の年金手帳記号番号の統合を開始した。
- その際平成9年1月時点に加入していた各制度の被保険者番号をそのまま基礎年金番号とした。
- これにより他の年金手帳の記号番号が基礎年金番号管理ファイルに結び付けられて一元管理されることにより、①年金相談や年金の請求の際の手間が軽減される、②年金見込額をお知らせすることが可能になる。

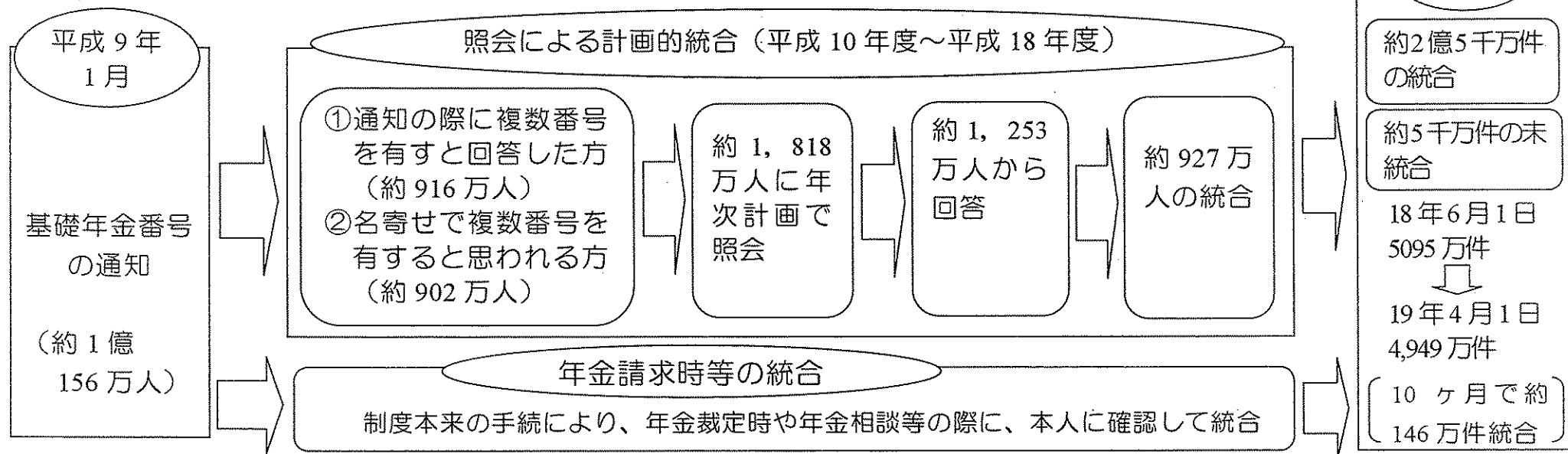
(参考) 基礎年金番号の付番方法



※は、基礎年金番号の付番時点を指す。

II 基礎年金番号に未統合の5000万件の記録について

1. 基礎年金番号への統合の作業経過と未統合の5000万件



平成9年1月に基礎年金番号制度を導入するに当たって、平成8年12月以前に1人が複数持っていた年金手帳記号番号を、以下のように統合してきたが、現時点で5000万件が未統合。

(1) 照会による計画的統合

- ① 基礎年金番号を通知した際に照会した複数の年金手帳記号番号を有する方からの回答（約916万人）と、
② 申し出のなかった方について名寄せ（氏名、性別、生年月日の3項目の一致）による抽出（約902万人）
の合計約1,818万人に対し、計画的に照会（平成10年度～平成18年度）し、約1,253の方から
回答をいただき、約927万人について統合が終了したが、回答のない方が多く、未統合のまま残っている。

(2) 年金請求時等の統合

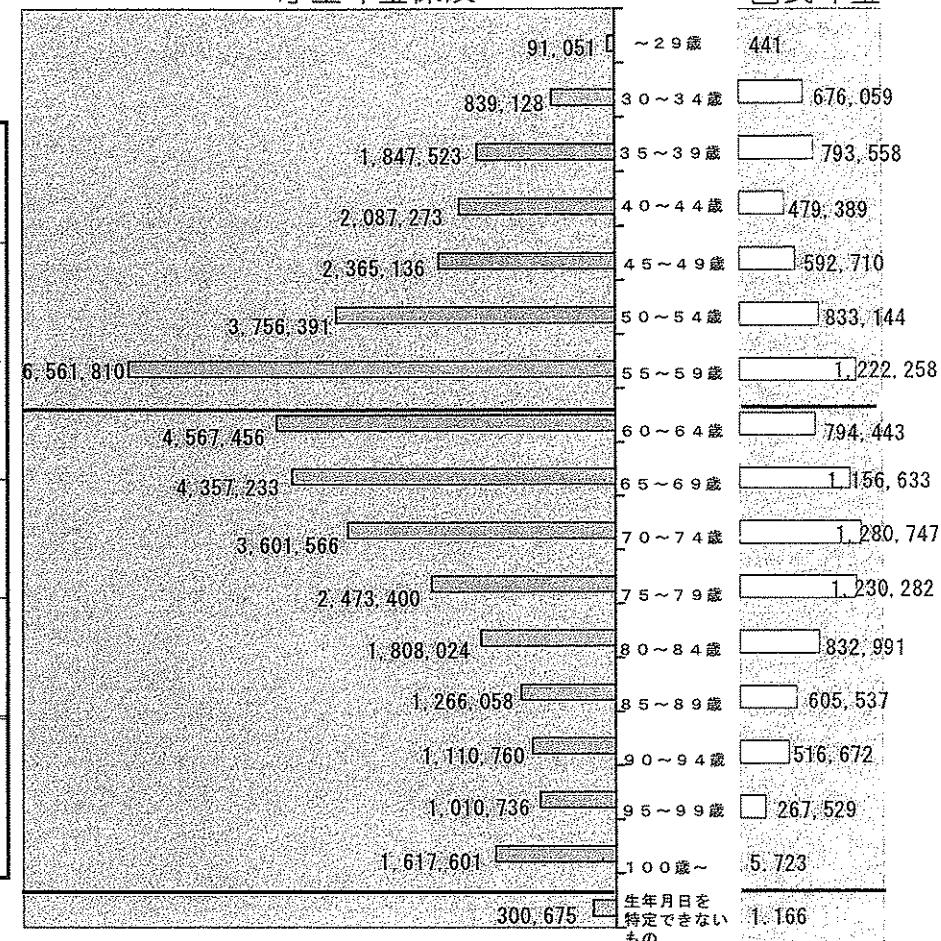
- 年金の請求時期に近い方については、制度本来の手続に従い、年金の請求時や年金相談等の際に、本人に確
認の上、基礎年金番号へ統合してきた。

2. 基礎年金番号に未統合の記録の年齢別の内訳

(平成18年6月1日現在)

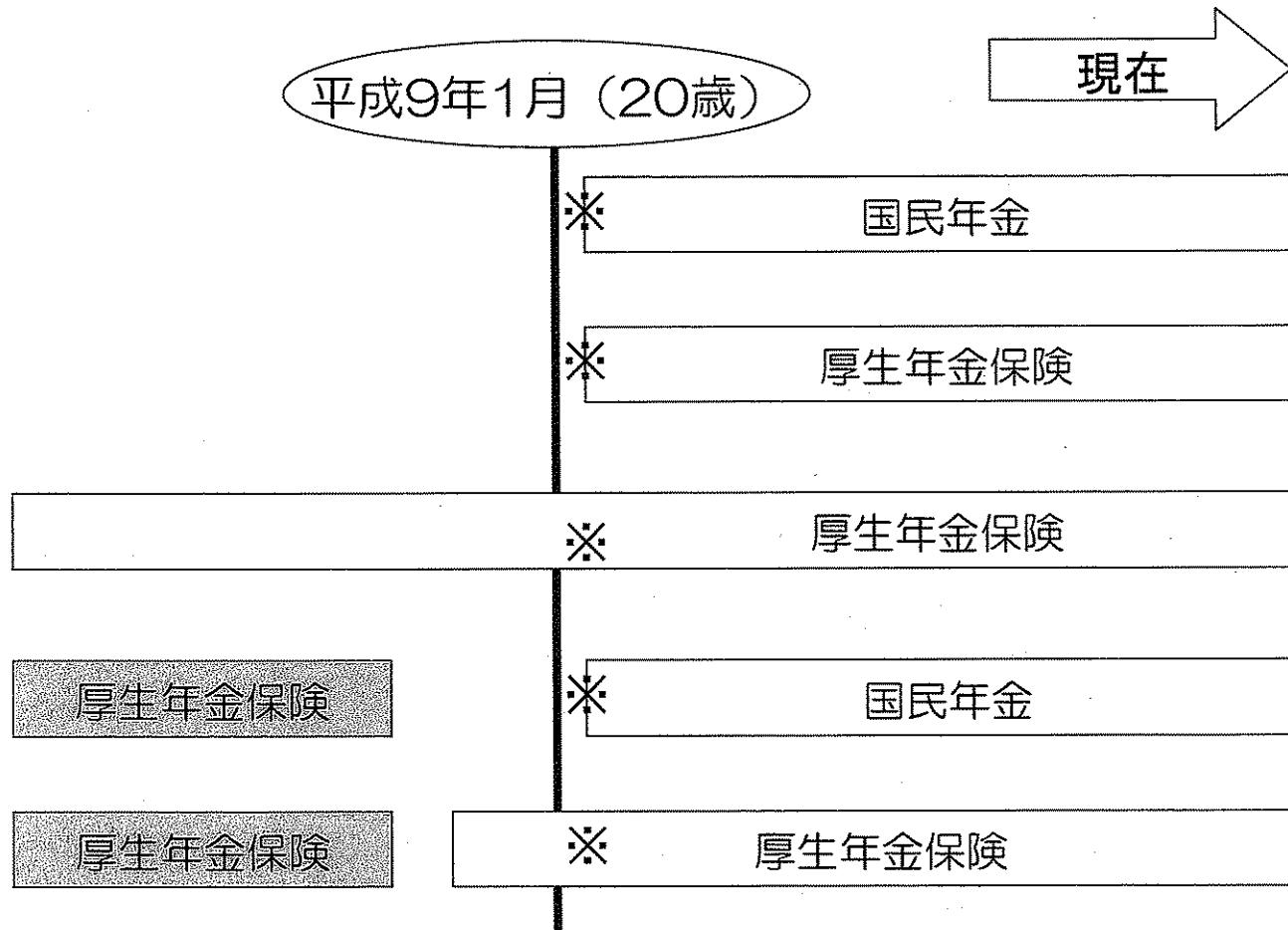
	厚生年金保険 (船員保険を含む)	国民年金	計
60歳未満	1755万件 (34.4%)	460万件 (9.0%)	2215万件 (43.5%)
30歳未満	9.1万件 (0.2%)	441件 (0.0%)	9.1万件 (0.2%)
60歳以上	2181万件 (42.8%)	669万件 (13.1%)	2850万件 (55.9%)
生年月日不明	30万件 (0.6%)	1166件 (0.0%)	約30万件 (0.6%)
計	3966万件 (77.8%)	1129万件 (22.2%)	5095万件 (100%)

厚生年金保険【年齢別内訳】国民年金



- 5000万件は記録の件数であり、人数ではない。また、お亡くなりになった方の記録もそのまま残っている。（例えば100歳以上人口は、全国で2.5万人（17年国勢調査）であるのに対し162万件の記録）
- 転職で適用関係が変わる「厚生年金」が8割を占める。なお、一貫して国民年金に加入している場合など、制度が変わらない方には、関係しない。

(参考) 5000万件の記録と職歴との関係

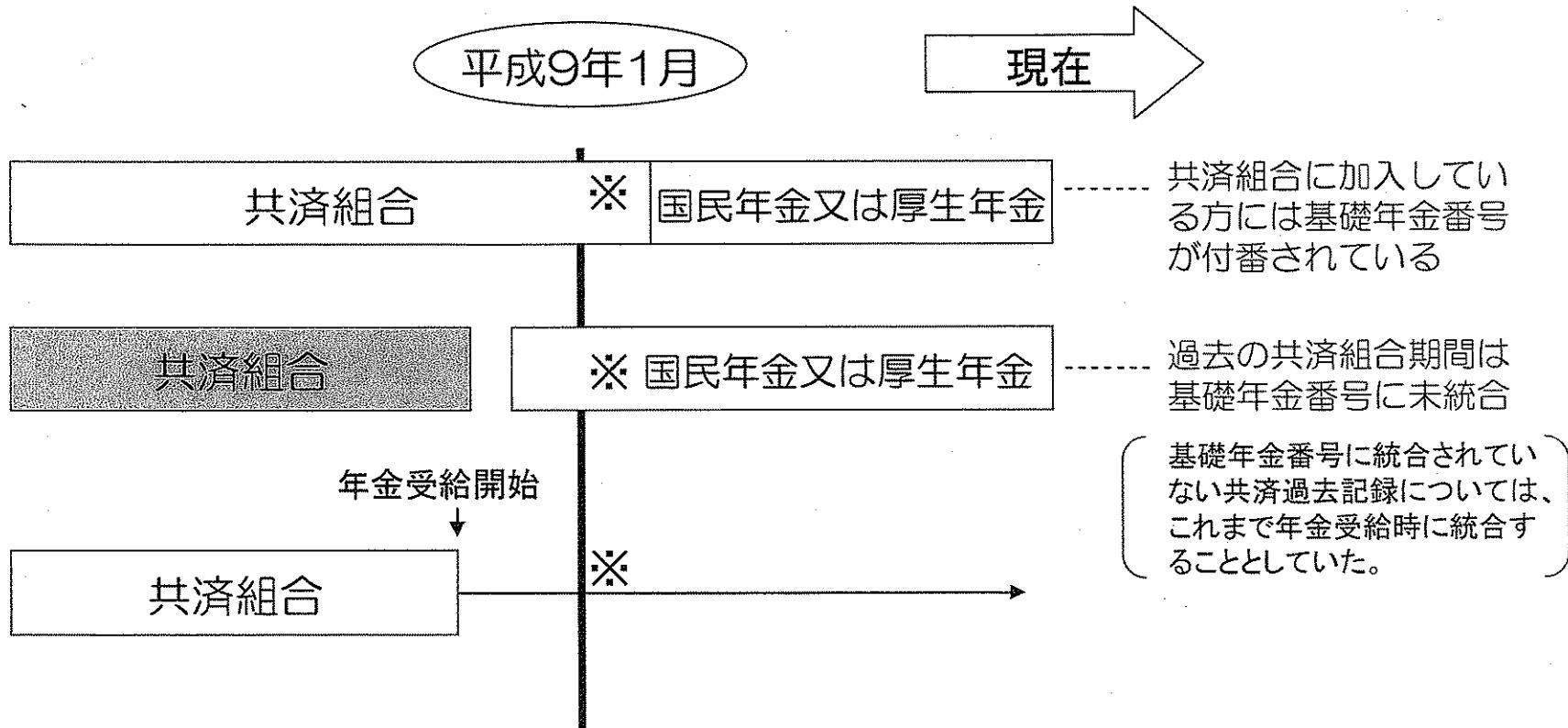


○平成9年1月の基礎年金番号導入後に20歳となった方で、

1. 同月前に働いたことがない方には、該当がない。
2. 同月前に働いたことがある方のうち、
 - 2-1 その時まで同じ事業所で働き続けた方には、該当がない。
 - 2-2 その時までに仕事を辞めた方には、該当する場合がある。

※は、基礎年金番号の付番時点を指す。

3. 基礎年金番号に統合されていない共済組合の過去記録について



- 基礎年金番号に統合されていない共済の過去の記録は、平成19年春現在、約181万件
- 被用者年金制度の一元化（注）が行われるまで（平成22年3月）を目処に基礎年金番号への統合整理を予定。

(注) 民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせること。

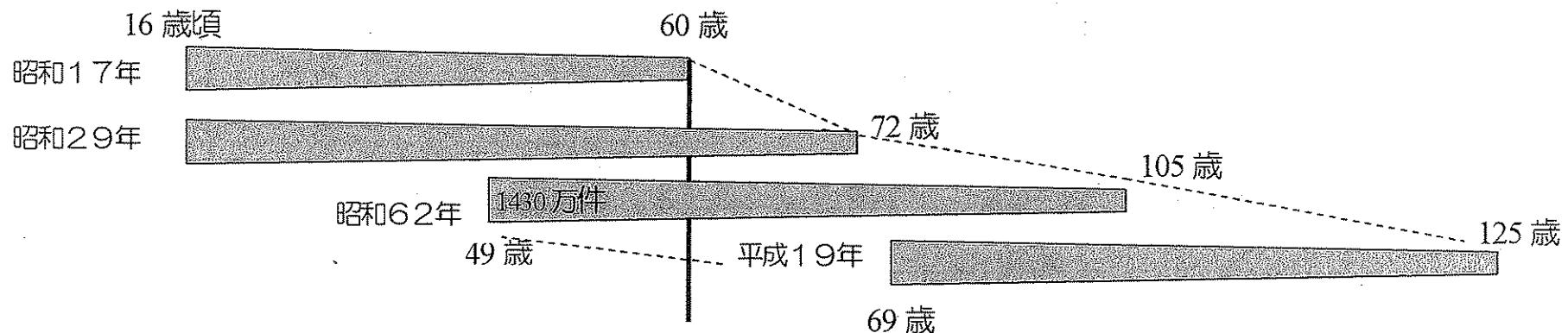
Ⅲ 厚生年金の旧台帳1430万件等の記録について

1 厚生年金の歴史の概要（1430万件に係る加入者の職業と年齢）

◎ 被保険者の対象拡大

昭和17年～	350万人	工業、鉱業、運輸、電力等の男子「筋肉労働者」（10人以上の事業所に限る）	→ 1430万件はこの時代のもの
昭和18年～	430万人	+10人以上の法人	
昭和19年～	830万人	+5人以上の法人、女子、従業員（ホワイトカラー）	
昭和28年～	780万人	+教育、医療、福祉、通信、土木、建築等	
昭和61年～	2700万人	+サービス業、農林水産業	
昭和63年～	2900万人	+1人以上の法人	

◎ 旧台帳対象者の年齢推移（当時働いていた方を仮に16歳頃から60歳頃までとした場合のイメージ）



- 1430万件は、昭和29年4月1日以前に被保険者資格を失った方（退職や転職などした方）で、昭和34年3月31日までに厚生年金保険に再加入しなかった方の記録である。
- 1430万件は昭和62年当時の数値であり、現在では年金を受給し、若しくは脱退一時金を得た方が、亡くなっている世代の方々。

◎ 厚生年金の加入資格の参考条文

(昭和17年6月1日～)

◎ 労働者年金保険法（昭和十六年法律第六十号）

第十六条 健康保険法第十三条ノ工場、事業場又ハ事業（※1、2）ニ使用セラルル労働者ハ労働者年金保険ノ被保険者トス但シ左ノ各号ノ一二該当スル者

ハ此ノ限ニ在ラズ

一 常時十人未満ノ労働者ヲ使用スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

二 勅命ヲ以テ指定スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者

三 女子

四 船員保険ノ被保険者

五 帝国臣民ニ非ザル者

六 前各号ニ掲グル者ノ外勅命ヲ以テ指定スル者

第十七条 左ノ各号ノ一二該当スル労働者ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視総監以下同ジ）ノ認可ヲ受ケ労働者年金保険の被保険者ト為ルコトヲ得

一 前条第一号、第二号又ハ第三号の規定ニ該当スル者

二 健康保険法第十四条第一項第二号ノ事業ニ使用セラルル者

三 前二号ニ掲グルモノノ外勅命ヲ以テ指定スル事業ニ使用セラルル者

四 前条ノ工場、事業場又ハ事業ニ附属スル事業及前二号ノ事業ニ附属スル事業ニ使用セラルル者

（※1）健康保険法（昭和十六年法律第五十九号による改正後）

第十三条 左ノ各号ノ一二該当スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令を以テ指定スルモノ、一年ノ報酬一千二百円ヲ超ユル職員及職員健康保険法第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 工場法第一条（※3）ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場 ←工業

二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業場又は工場 ←鉱業

三 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

（イ）物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業 ←工業

（ロ）鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業 ←鉱業

（ハ）電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業 ←電力

（ニ）地方鉄道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業 ←運輸業

（ホ）（二）ニ掲グルモノヲ除クノ外貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ ←運輸業

（ヘ）貨物積卸ノ事業 ←運輸業

（ト）前各号ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

（※2）健康保険法（昭和十七年法律第三十八号による改正後。昭和十八年一月施行）

第十三条 左ノ各号ノ一二該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保険者トス

一 工場法第一条（※3）ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場 ←工業

二 鉱業法ノ適用ヲ受クル事業場又は工場 ←鉱業

三 法人又ハ命令ヲ以テ定ムレ團体ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

四 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業 | ←工業 |
| (ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業 | ←鉱業 |
| (ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業 | ←電力 |
| (二) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業 | ←運輸業 |
| (ホ) 貨物積卸ノ事業 | ←運輸業 |
| (ヘ) 物ノ販売ノ事業 | |
| (ト) 金融又ハ保険ノ事業 | ←金融・保険 |
| (チ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業 | |
| (リ) 媒介周旋ノ事業 | |
| (又) 集金、案内又ハ広告ノ事業 | |
| (ル) 基ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業 | |

(※3) 工場法(明治四十四年法律第四十六号)

第一条 本法ハ左ノ各号ノ一二該当スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

(昭和19年6月1日～昭和28年12月31日まで)

◎ 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)【昭和19年2月改正。下線部は追加】

第十六条 健康保険法第十三条(※2)ニ規定スル事業所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス但シ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 船員保険ノ被保険者
- 二 帝国臣民ニ非ザル者
- 三 前各号ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

◎ 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)(昭和23年2月改正後)

第十六条 左ノ各号ノ一二該当スル事業所(事務所ヲ含ム。)ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス

- 一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ
- (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業
- (ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- (ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業
- (二) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
- (ホ) 貨物積卸ノ事業

- (ヘ) 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業
- (ト) 物ノ販売又ハ配給ノ事業
- (チ) 金融又ハ保険ノ事業
- (リ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
- (又) 媒介周旋ノ事業
- (ル) 集金、案内又ハ広告ノ事業

二 国又ハ法人ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十六条ノ三 第十六条ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ行政庁ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ厚生年金保険ノ被保険者ト為スコトヲ得

(昭和28年9月1日~)

◎ 厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号) 【下線部は昭和28年9月より追加】

第十六条 左ノ各号ノ一二該当スル事業所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保険ノ被保険者トス

一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

- (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業
- (ロ) 鉱物ノ採掘又ハ採取ノ事業
- (ハ) 電気又ハ動力ノ発生、伝導又ハ供給ノ事業
- (二) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
- (ホ) 貨物積卸ノ事業
- (ヘ) 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業
- (ト) 物ノ販売又ハ配給ノ事業
- (チ) 金融又ハ保険ノ事業
- (リ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
- (又) 媒介周旋ノ事業
- (ル) 集金、案内又ハ広告ノ事業
- (ラ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建築、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業
- (ワ) 教育、研究又ハ調査ノ事業
- (カ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業
- (ミ) 通信又ハ報道ノ事業

(タ) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更正緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)ニ定ムル更生保護事業

二 国又ハ法人ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十六条ノ三 第十六条ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ行政庁ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ厚生年金保険ノ被保険者ト為スコトヲ得

※ その後、昭和29年法律第115号をもって全面改正されたが、適用範囲の改正は行われなかった。

2. 記録管理の仕組みの変遷

管理方式

厚生年金

S17.6～

手作業による紙台帳管理

S32.10～

紙管理に加え、パンチカード(パンチカード)による中央一元管理

S37.3～

紙管理に加え、磁気テープ(電子計算システム)による中央一元管理

S61.2～

オンラインシステムによる中央一元管理

H9.1～

基礎年金番号による加入記録の一元管理

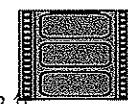
記録媒体

業務センター(高井戸)

紙台帳

パンチカード台帳

切替
S44～S52



1430万

一部を電子化せずマイクロフィルムのみで保存
S50～S52年

氏名、事業者名等から手帳番号を把握した上で、手帳番号からマイクロフィルムのカセット番号を検索可能



切替
S61年～
磁気ディスク

社会保険事務所

被保険者名簿

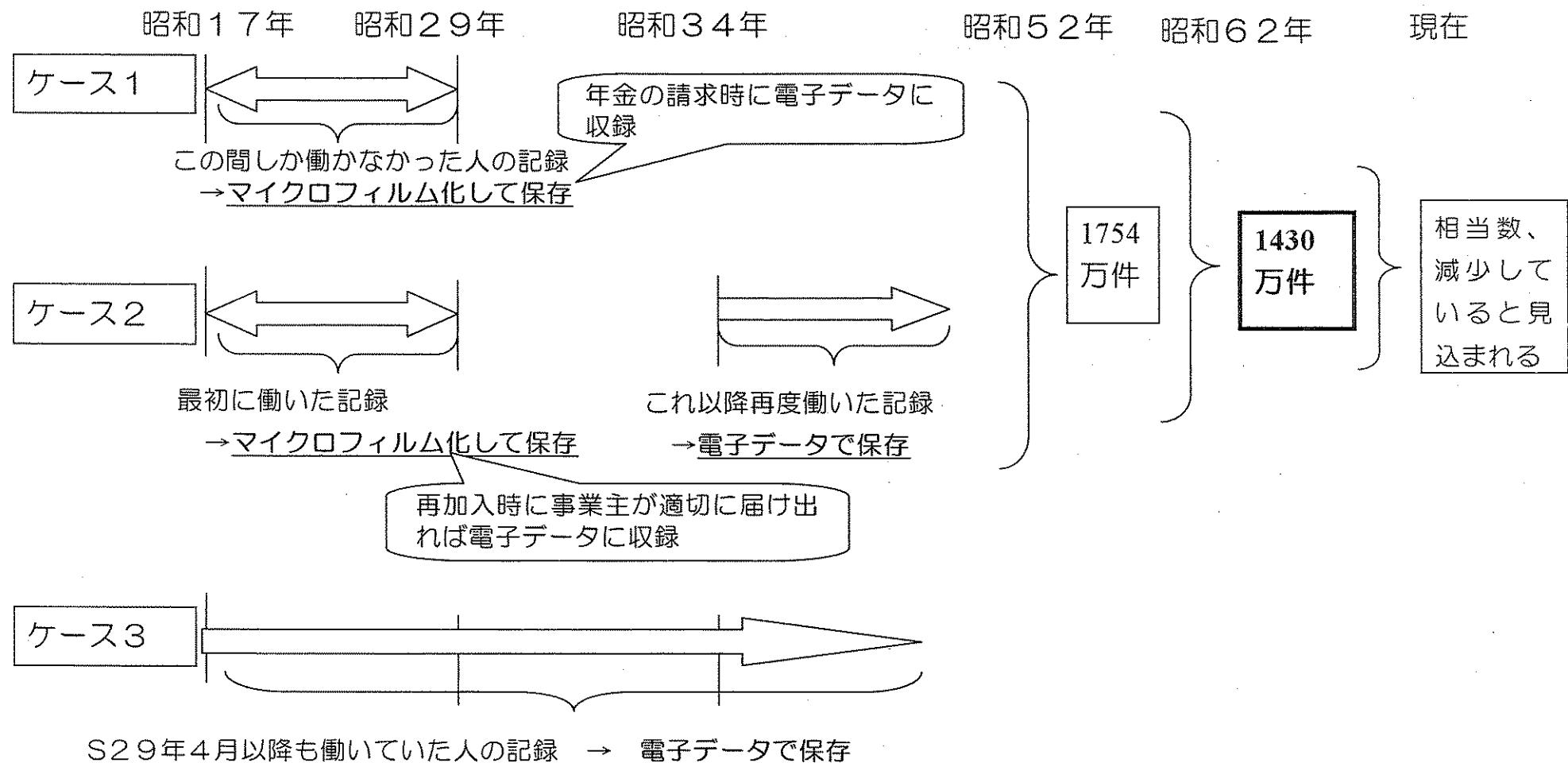
被保険者名簿

被保険者名簿

マイクロフィルム化して保存
S51～H4年
マイクロフィルム

- 厚生年金の記録管理は、①紙台帳 → ②パンチカード台帳 → ③磁気テープ → ④オンライン磁気ディスクと発展し、データは移し替えられてきた。
- マイクロフィルムで管理されている1430万件の旧台帳は、その流れの中で、昭和29年4月以前に資格喪失（退職して被保険者が加入資格を失なうこと）した方の台帳の一部を、利用頻度が低いと見込んで、昭和50年～52年に電子データ化せず、マイクロフィルムのみで管理することとしたもの。

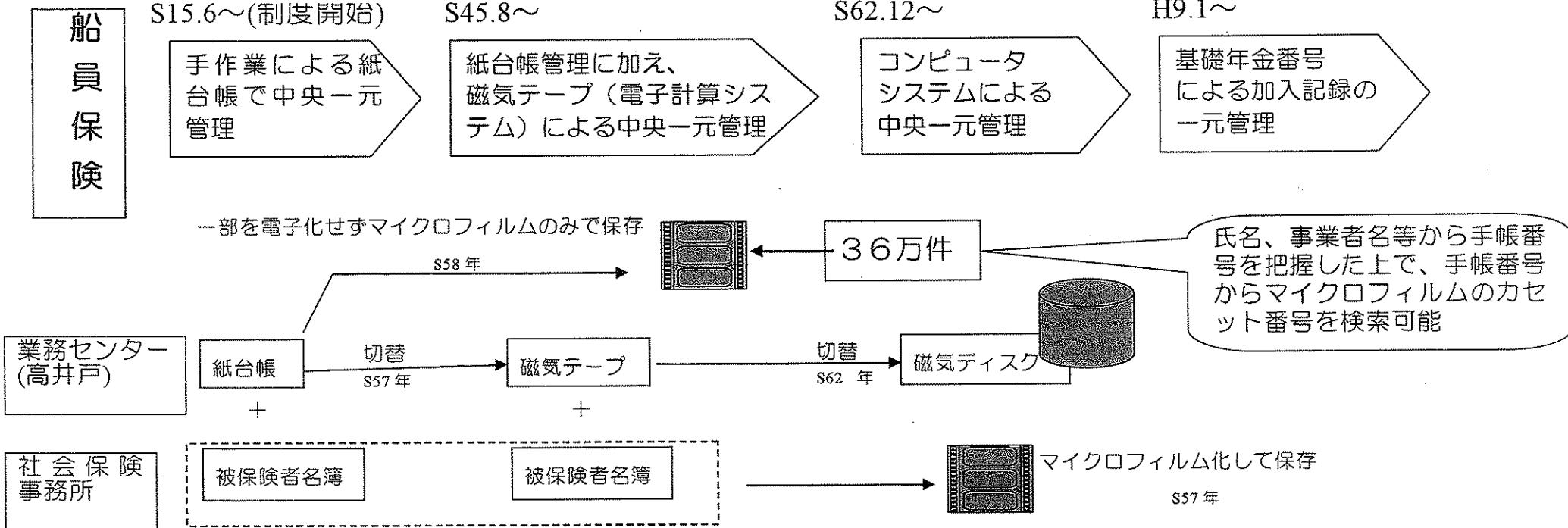
(参考) 1430万件に係るマイクロフィルム化、電子データ化の詳細



- 1430万件は、昭和29年4月1日以前に退職して被保険者が加入資格を失なった（法令上「資格喪失」という。）厚生年金保険の被保険者の方で、昭和34年3月31日までに再加入しなかった方の昭和62年時点の記録である。
- 昭和62年以降も、相当数は、コンピュータの記録に収録されたと見込まれる。

3. 船員保険の旧台帳36万件について

管理方式



船員保険は、昭和15年に制度創設、昭和61年に職務外年金が厚生年金保険に統合された。

被保険者は「船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者」（船員保険法第17条）

- 船員保険の記録管理は、①紙台帳 → ②磁気テープ → ③オンライン磁気ディスクと発展し、データは移し替えられてきた。
- マイクロフィルムで管理されている36万件の旧台帳は、その流れの中で、昭和25年4月以前に被保険者の資格を失った方の台帳の一部を、利用頻度が低いと見込んで、昭和58年に電子データ化せず、マイクロフィルムのみで管理することとしたものであり、その性格は、厚生年金の旧台帳 1430万件と同じである。
- 36万件のうち、相当数は①コンピュータに収録されて年金の支給に結びついているか、又は②脱退手当金を受給された方など受給資格につながらない方の記録であると考えられる。

IV. 年金記録問題のその他の事案

1. オンライン上の納付記録が元の記録から正確に入力されていない事案について

(平成19年6月12日社会保険庁発表資料より抜粋)

○ サンプル調査の実施

国民年金の特殊台帳のマイクロフィルム記録とオンライン記録との整合を概観するサンプル調査を実施

- 全国309社会保険事務所において保有しているマイクロフィルム記録を無作為に抽出した計3090件をコンピュータの記録と突合して確認



○ 結果

収録されている各月の納付情報（納付・免除の別）の一部について、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致していないものが4件あった。

<4件の詳細>

- マイクロフィルム上は「納付済み」となっていたが、コンピュータ上は「未納」となっていた。（2件）
- マイクロフィルム記録上は「未納」となっていたが、コンピュータ上は「免除申請」となっていた。（1件）
- マイクロフィルム記録上は「納付12月」となっていたが、コンピュータ上は「納付3月、免除9月」となっていた。（1件）

○国民年金の被保険者台帳のうち、以下の記録がある台帳（特殊台帳）のマイクロフィルム記録とオンライン記録との整合を概観した。

- 特例として過去にさかのぼって保険料の納付を行った特例納付の記録
- 1年分の保険料を事前に納付する前納の記録
- 年度内的一部の期間のみ未納や免除となっている記録 等

○上記の方々の記録は、昭和59年2月～昭和60年3月のオンライン化に伴い、社会保険事務所で紙台帳をマイクロフィルム化して保存管理することとした。

2. 保険料を納付したが元の記録に記載されていない事案について

(平成19年5月9日社会保険庁発表資料より抜粋)

- オンライン上にもマイクロフィルム等にも記載がないが、平成18年8月から12月までの特別強化体制において受けた相談件数100万件のうち、本人が所持していた領収書等により納付が判明して記録訂正をしたケースが55件

<55件の具体的な状況>

- { ① 1件あたりの訂正月数 → 1ヶ月～14ヶ月
- ② 記録訂正に至った被保険者が所持していた資料（重複があるため、合計は55件にはならない。）
→ 年金手帳：28件、領収書：29件、領収済証明書：4件
- ③ 領収場所（重複があるため、合計は55件にはならない。）
→ 市区町村：35件、金融機関：13件、郵便局：8件、納付組織：1件
- ④ 年金受給の決定状況 → 今後受給を決定される方：43件、既に受給されている方：12件

<55件のうち、原因を関係資料からある程度推定できるもの（19件）>

- { ① 保険料納付に係る期間が未加入期間等とされていた：10件
- ② 国民年金手帳の印紙検認台紙が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかった：6件
- ③ 納付書の記号番号が被保険者の国民年金手帳の記号番号と異なっていた：3件

○年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から「年金記録相談の特別強化体制」をとっており、平成18年12月28日までに約100万件の相談を受けた。

○この約100万件の相談のうち、社会保険庁及び市町村の資料に納付記録が記載されていなかったが、本人が所持していた領収書等により記録訂正した事例は55件。

V. 年金記録問題の全体

1. 4つの事象

<事象1> 平成9年の基礎年金番号制度導入以来、以前の年金手帳番号を基礎年金番号に統合する作業を進めているが、オンライン上の記録で、基礎年金番号に未統合の記録が5千万件あること。

(関連事象) 基礎年金番号導入前の共済組合の過去記録181万件が、基礎年金番号に未統合であること。

<事象2>厚生年金の旧台帳1430万件、船員保険の旧台帳36万件は、マイクロフィルムで管理されているが、その中に、コンピュータに収録されていない記録があること。

<事象3> オンラインシステム上の記録が、台帳や被保険者名簿等から、正確に入力されていないものがあること。

※国民年金の特殊台帳のサンプル調査では、3090件中4件が納付記録が一致せず。

<事象4>保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録が台帳等に記録されていないケースがあること。

※オンライン上にも、マイクロフィルム等にも記録がないが、領収書等により納付が判明したケースは、昨年8月から12月までに相談を受けた約100万件のうち、55件

2. 年金記録の管理の現状（イメージ）

